

## 神社合併

### ―石垣神社について―

岡 部 光 瑞

はじめに

別府市石垣西四丁目一番に鎮座している石垣神社は、大正八年に石垣村大字南石垣字午頭七〇七番地に鎮座していた八坂社を石垣村大字南石垣字四郎丸七〇二番地に鎮座している天神社に合併し、天神社は社名を変更して石垣神社と称せられるようになった。

明治政府は、明治四年五月十四日太政官布告第二百三十四号で「神社ノ儀ハ国家ノ宗祀一人一家ノ私有ニスヘキニ非サルハ勿論ノ事ニ候処・・・」云々という布告を出し、政府の神社観を表している。しかし、政府は、その神社を減少させようと考え、合併についての通達を出している。その理由として、神社が国家体制の中に組み込まれ、国家の宗祀として祭祀するには、神社が多く財政的に困難である事、淫祠邪祠・矮陋神祠では崇敬心を失い祠が荒廢し、神社の対面を保つこ

とが出来ない事、又同年七月四日太政官布告第三百二十一号「郷社定則」により、「郷社ハ凡戸籍一区ニ一社ヲ定額トス：」云々で、同年四月四日太政官布告第十七号「戸籍法」の公布で定める戸籍区に対応して郷社を指定する郷社社体制を敷き氏子調を実施するため神社の合併を奨励した事等が考えられる。

### 神社の合併と据置

「明治十六年豊後国速見郡神社明細牒」の天神社の項を見ると、天神社本社と境内社の巖島神社の後に、

天神社（祭神・菅原神、由緒・不詳元本村字下田中エ鎮座ノ處明治十二年本社境内エ合併）

稻荷社（祭神・保食命、由緒・不詳元本村字徳丸エ鎮座ノ處明治十二年本社境内エ合併）

水神社（祭神・水波能賣命、由緒・不詳元本村字七反畑エ鎮座ノ處明治十二年本社境内エ合併）

白峯社（祭神・崇徳天皇、由緒・不詳元本村字千匹エ鎮座ノ處明治十二年本社境内エ合併）

山神社（祭神・大山祇命、由緒・不詳元本村字千匹ニ鎮座ノ處明治十二年本社境内エ合併）

水神社（祭神・水波能賣命、由緒・不詳元本村字出水口ニ鎮座ノ處明治十二年本社境内エ合併）

水神社（祭神・水波能賣命、由緒・不詳元本村字大木畑ニ鎮座ノ處明治十二年本社境内エ合併）

の七社が明治十二年に天神社境内へ合併され境内社として存続している。神社の規模は、石祠で竪一尺五寸から七寸、横一尺三寸から三寸の大きさである。由緒は不詳となっている。小さな祠であるが故に天神社に合併（集められた）させられたと考えられる。

合併の根拠となった通達は、明治九年十二月十五日教部省達書第三十七号である。

各管内山野或ハ路傍等ニ散在セル神祠佛堂祠ハ山神祠靈神祠ノ類  
堂ハ地蔵堂社堂ノ類

ノ矮陋ニシテ一般社寺ニ比シ難ク平素監守者無之向ハ總テ最寄社寺へ合併又は移轉可爲尤人民信仰ヲ以更ニ受持ノ神官僧侶相定メ永續方法ヲモ相立存置ノ儀願出候ハ、管轄廳ニ於テ聞届孰レモ處分濟ノ後別紙雛形ニ照準シ一同取纏メ可届出此旨相達候事

但神社寺院明細帳ニ記載ノモノハ伺之上處分スヘシ

別紙雛形（朱書）略

この通達には注目すべき点が二つある。第一に、矮陋にし

て平素看守者が居ない場合は、最寄の神社に合併するよう奨励していること。第二に、人民の信仰の爲の存置方法も定められていること、である。別紙雛形には、合併届・轉地届・据置願聞濟届の三種類が記載されている。

大分県は、この通達を受け明治十年一月三十一日庶布第七号「社寺合併云々布達」をだしている。本文は、教部省通達とほぼ同趣旨であるが、次の三項目が追加されている。

一項目、明治四年辛未に取調べ神社明細帳に記載されている神社は、教部省へ合併願書を提出し許可を受けてから着手する事。

二項目、神社佛堂については、これまで数度調査しているので遺漏がないよう精々注意して、取り纏めて提出する事。

三項目、人民の私邸内外にある私有の神祠佛堂でも、民衆が参拝するので神社同様の姿である。これは、不都合である。今後總て参拝を差し止める事。

それでも人民が参拝するのであれば、永續方法と担当する神官、僧侶を決めて願い出る事。

天神社に小詞の七社が合併されたのは、明治十二年である。県の公文書館には明治十二年の神社に関する書類が残されておらず、他の年は神社一件・神社編纂・神社合併一件として

綴られている。合併届を見れば合併理由が分かるが残念である。

しかし、他社の合併理由を見ると「右ハ御一新已來神道振興之折柄類敗之社殿ハ速ニ修繕相加ヘ可申處數社有之往々修繕ハ勿論祭典且掃除等ニ至ル迄不行キ届不敬ニ相成奉恐入候敬神之御旨趣ニ基キ合併仕度何卒後許容被成下候様此段奉願候以上」となっている。この理由は、明治八年十月三日甲第九十五號「神社合併願云々達」で合併の雛形として示されている文言と同じである。雛形には、理由のあとに□で囲まれた「末文ハ其大畧ヲ記スモノナレハ文意ノ添削ハ適宜認ムヘキ事」の文章が付記されているので、合併理由の文言は変更しても良いが、多くがこの文になっている。天神社も同じ理由でなかったかと考えられる。

各惣代連署、受持ち神官、区戸長の署名捺印となっている。しかし、小祠に氏子や受持ち神官が居たがどうかは、疑問が残る。大分県庶布第七号「社寺合併云々布達」の合併等の雛形を見ると、合併届には、惣代、神官、区戸長の署名捺印の欄が無いが、据置願や自祭之神祠へ衆庶参拝願には、惣代(三人以上)・願主、神官、区戸長の署名捺印となっている。

大分県は、達三十七号の通達により、該当する小祠を届出

でさせ最寄の神社に合併するよう指導し、一方人民の信仰により其の据置置く場合には、受持ちの神官を定め永續方法を立てた時は、据置願を出させ存置を認めた。しかし、永續方法のない神社は、合併・移転の処置を検討しなければならなかった。

明治十六年の「神社検査書類」に、据置願と永續方法を提出し存置を認められた神社、及び、合併又は移転を決められた期日までに行うと言う確約書が綴られているので紹介する。

#### 波止場神社据置願

速見郡別府村

字北町下銀座無格社

一 波止場神社

祭神

氣長足姫命

三筒男ノ神

倉稻魂命

大物主命

菅原道真公

事代主命

市杵島姫命

由緒

明治三庚午六月別府港新築二付波止場永

遠守護ノ為メ鎮座

神殿

竪三間

横式間

拜殿 豎式間半

横式間

境内 百八拾九坪

官有地第一種

信徒 四百名

右矮陋ニシテ一般神社へ難比ニ付今般更ニ前頭ノ拜殿新

築ノ上従前ノ据置申渡度永遠方法書相添神官信徒総代連

署此段奉願候也

右信徒総代

明治十七年一月十五日

松尾 萬次郎 印

河村 鹿藏 印

受持神官

神 守男 印

大分県令西村亮吉殿

前書出願ニ付奥印仕候也

右戸長代理用掛

明治十七年一月一日

二宮 備平 印

右之通候也

明治十七年三月十二日

速見郡長長澤常山 印

波止場神社永續方法

一金百円也

此利子壹ヶ年拾五円

但年一割五歩

右者波止場神社祭典修繕等之為メ前頭ノ通り寄附仕候處  
相違無之候也

右信徒総代

明治十七年一月十五日

河村 鹿藏 印

松尾 萬次郎 印

大分県令西村亮吉殿

波止場神社寄附人名簿

別府村平民

一金拾円

永井 栄三郎 印

一同拾円

佐藤 新市 印

一同拾円

河村 鹿藏 印

一同拾円

野依 健吉 印

一同拾円

松尾 亀四郎 印

一同拾円

松尾 萬次郎 印

一同拾円

松尾 彦六 印

一同拾円 佐藤 増太郎 ⑤  
 一同拾円 永井 重太郎 ⑤  
 一同拾円 堀 秀吉 ⑤

合計金百円也

右之通寄附致候也

住民の信仰によりもり立てて行く神社（小祠）は存続を許可された。据置理由に「拝殿新築ノ上」とあるが、これは、明治八年六月二十七日「無號神社云々告諭」に次の様な条文が有る。（抜粹）

一 郷村社以下社殿ノ坪數左之通相定候條以後造営之節ヨリ右之目途ヲ以願出相成度事

但頽廢ノ小社石祠等ノ分ハ早々造営相成度事

郷社	神	殿	三坪以上
村社	神	殿	拾坪以上
	神	殿	壹坪以上
	神	殿	六坪以上
村社ニ非サル社	神	殿	三尺四面上
	神	殿	三坪以上

一 郷村社ハ勿論其他ノ小社タリトモ神殿拝殿共檜皮粉銅瓦葺之内ニ修繕ノ節ヨリ相改度候事

一 小社ニ至迄鳥居ハ必相建度事

波止場神社は、この条文の「村社ニ非サル社」に当たる為、通達に合わせて五坪の拝殿を新築し据置を願ったのではないかと考えられる。

また「矮陋ニシテ一般神社へ難比ニ付」とあるが、据置願を出して認められれば神社明細帳に登載され一般神社として公認された。公認の根拠は、岡山県から提出された明治十年七月十一日付け伺いにたいする内務省指令を紹介する。

岡山県が提出した伺いの内容は、存置神社は人民の情願に依つて存置を認められたにすぎず、一般神社とは同列に置き難いから、神社明細帳に編入してはいけなないと岡山県は判断し、この判断に立つて伺いを出した。その回答である。

内務省指令

書面人民情願ニ因リ存置聞届候向ハ明細帳へ編入シ地所ノ儀ハ民有地ニ可帰証左無之候ハ、官有地第一種ニ編入反別取調届出候儀ト可心得事

但道路堤塘等ニ有之分ハ地種其儘据置候儀ト可心得事

（明治初年における小祠処分と無格社・森岡清美著）

この指令を読むと「存置聞届候向ハ明細帳へ編入シ」とあるので、存置神社も明細帳に登載されることが分かる。波止

場神社の建設経緯については、「別府史談第二十一号」手嶋宏治氏の郷土史探訪・「別府史談第二十三号」矢島嗣久氏の論説を参考にしていただきたい。

### 石祠石佛取除請書

速見郡内竈村

明治十年庶布第七号御達ニ依リ本村社寺明細帳工記載之外山野路傍散在シ石祠石佛當一月十日限り屹度取除最寄社寺エ合併可仕此段御請申上候也

明治十七年一月五日 右惣代 永田重郎

全 宇都宮 亀太郎

右組長 藤内 森太郎 ㊦

全 手島 禎藏

大分県令西村亮吉殿

前書之通相違無之候也

右村

明治十七年二月十日 戸長 藤内友次

明治十七年三月一二日 速見郡長 長澤常山

無格社の惣代は、庶布第七号の布達の中に合併や据置の基準が示されていない為、合併するか据置願を提出するか随分悩まれたと考えられる。

神社を合併か据置かの基準が示された通達を紹介する。教部省通達第三十七号の通達を受け、山梨県が出した通達が「村落祭祀と国家統制・米地実著」に次の様に記載されている。

山梨県は、明治十四年六月二日甲第七十七号で大分県の庶布第七号と同じ趣旨の通達をだしているが、同時に存置の許可不許可についての内規が有った。

明治十五年七月中社堂存廢見分内規被為定

一 社殿堂宇 方六尺以上

一 資本 金ナレハ百円以上地券ナレハ五十円以上

右何レモ現在確タルモノニ限ル尤右割合以下雖由緒顯著或 Hanson 地方ニ深キ縁由アル社堂ハ此限ニ非ス

この通達と同趣旨のものが、大分県に無いか探したが見つからなかった。

### 天神社と八坂社の合併

明治十六年の豊後国速見郡神社明細牒に天神社と八坂社がどのように登録されているかを紹介し合併について考えて見

る。

天神社の例

大分縣管下豊後国速見郡南石垣村字四郎丸  
七百貳番地

村社

天 神 社

一 祭神 少彦名命 菅原神

一 由緒 不詳明治六癸酉年村社二列セラル

一 神殿 竪一間 一 拝殿 竪□間

横一間 横□間

一 渡殿 竪一間 三尺

横一間

一 拝殿 竪四間

横□間

一 神楽殿 竪二間

横三間

一 境内 貳百五拾坪 官有地第一種

一 境内神社八社

巖島神社

祭神 市杵島姫命

由緒 不詳

神殿 竪一間

横三尺

以下前項に載せた七社が続いて記載されている。

一 氏子 百五拾貳戸

一 大分縣廳迄三里三拾壹町三拾六間

以上

八坂社の例

大分縣管下豊後国速見郡南石垣村字牛頭

村社

八 坂 社

一 祭神 大己貴命 稻田姫命 素盞鳴尊

一 由緒 不詳明治六癸酉年村社二列セラル

一 神殿 竪一間

横一間

一 拝殿 竪一間 三尺 一 神楽殿 竪二間半

横六間 横二間

一 境内 百三拾四坪 民有地第一種

一 氏子 百五十貳戸

一 大分縣廳迄三里拾八町

以上

以上の様に非常に簡単な紹介である。

神社合併の手續きに付いて説明する。神社合併の協議が整うと、各神社信徒惣代と担当神職及び村長名で県に神社合併願を提出する。県は、その願いを審査し、許可する場合は許可指令書を発行する。許可指令書には、「但合併済ノ上ハ明細帳調整速ニ届出ヘシ」と付記されている。指令書を受けた神社は、合併を実行し、合併済届を県に提出するとともに、速やかに明細帳を作製し提出する。が一連の流れの様である。大分縣報大正元年十二月二十五日第二十九號大分縣令第二十四號に（抜粋）

社寺ニシテ他ノ社寺ニ合併ヲ許可セラレタルトキハ其許可ノ日ヨリ三十日以内ニ合併ヲ結了スヘシ

前各項ニ依リ合併ヲ結了シタルトキハ其結了ノ翌日ヨリ三日以内ニ明細帳ヲ調整シ當廳ニ届出ヘシ云々と記載されている。

それでは、天神社と八坂社の合併手続きを見ると、大正八年五月二十六日神社合併並社名変更願を県に提出している。この願に合併理由が事細かに書かれ、住民の当時の生活をかいま見ることが出来る。また両神社の財産調書も添付されて

いる。

神社合併並社名変更願

速見郡石垣村大字南石垣字午頭七百七番

一、村社八坂社

速見郡石垣村大字南石垣字四郎丸七百貳番

一、村社天神社

速見郡石垣村大字南石垣字四郎丸七百貳番

一、石垣神社（朱書）

右八坂社ヲ天神社ニ合併ノ上朱書ノ通り社名変更致度何トナレバ當地ハ石垣村南部ニシテ以前ハ中石垣区南石垣区ト称シ来リシモ各百戸未滿ノ戸数故数年前両区合併南石垣区ト称シ同時ニ両区氏神タル八坂社及天神社ノ所有財産モ区々タルヲ合名シ八坂社及天神社持ト登記シ實際ニ於テ合併ノ有様然レドモ往古ヨリノ鎮守神ニ付キ氏子諸氏ハ神社別々ノ意去ラス以前ノ区感念去ラス甲神社祭典ヲ執行セバ乙神社又一層ノ祭典ヲ執行シ相互ニ競争シ多大ノ金額を消費シ且以前ノ境界ナル小道ヲ挟ミ何事ニ依ラズ競争スルヲ以テ土地ノ有力者数十度ノ足ヲ通ヒ問題タリン神社合併左ノ要件ニテ解決スルニ至ル

一、合併ノ上ハ指定神社ニスル事一、神社名ヲ変更スル



事一、神社祭日ヲ新定ノ事一、道路ヲ海辺ニ通シ区民即チ氏子合同シ年一度ノ神幸ヲ執行スル事一、区協議会ハ成ヘク神社ニテ執行スル事一、跡地並ニ建物ヲ拂下ケ神幸ノ御休所トスル事

右ノ件ニ付若シヤ神社名変更等ノ事出来得サレバ合併出来ズ上ニ区民ノ居合上又神社崇敬上又維持上又人心統一上困難依テ無事合併ノ上ハ区民即チ氏子人心統一ヲ始メ神社崇敬ノ實ヲ挙ゲ永遠ニ盛大ナル祭典出来誠ニ喜ブベキ事ニ付キ右ノ理由モ有之候条合併並社名変更御許可相成度別紙財産調書並ニ両社所在地畧圖相添ヘ此段及相願候也

大正八年五月二十六日

村社 天神社  
社掌 土屋 址 ㊟

右氏子惣代

首藤 小市 ㊟

宮崎 廣市 ㊟

後藤 勘六 ㊟

村社 八坂社

社掌 土屋 址 ㊟

右氏子惣代

大分縣知事 新妻駒五郎 殿

財産調書

村社天神社積立金 貳百五拾円

村社八坂社積立金 貳百五拾円

速見郡石垣村大字南石垣字四郎丸七百三 田 参畝五步

全 上六九九 田 壹畝七步

全 上宮ノ前五四一 田 壹畝貳拾参步

以上三筆ハ村社天神社分

速見郡石垣村大字南石垣字系永四三一 田 壹反貳畝

貳拾貳步

全 上餅浜六一六 田 壹反貳拾七步

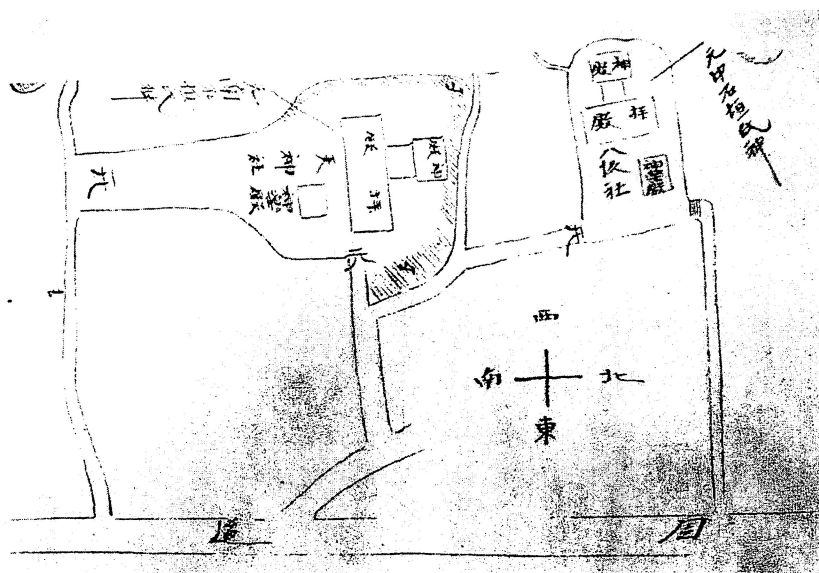
全 上六二〇 田 八步

全 上字讓葉一、四七一 田 参畝七步

全 上大字北石垣字山洪一、七三三 田 貳畝八步

以上五筆ハ天神社八坂社分

彌田市郎 ㊟  
屋田秋三 ㊟  
朝倉林三 ㊟



両社所在地略図

- 一、八坂社及天神社ノ間数二十間位
- 一、合併セバ大字一神社トナリ崇敬上便
- 一、財産モ別紙の通り五分五分也両立スルハ崇敬上悪シ

変更願は以上の様に記載されていた。

大正八年六月十七日に速見郡長竹田武男から合併についての「意見書」が提出されている。

意見書

別紙神社合併並ニ社名変更願ニ関シテハ石垣村大字南石垣部落ニ二社アル為メ人心ノ統一ヲ欠キ且ツ經濟上不利益不尠依テ両神社氏子協議相整ヒ両社合併ノ上神社名變更ノ件最モ適當ト被認候条御認可相成様致度此段意見添申候也

大正八年六月十七日

速見郡長 武田 武男 印

この様に、速見郡長も合併について後押しをしている。その結果、大正八年七月二日指令學第四六六五號で神社合併社名改稱が許可される。指令書には、但シ合併済ノ上ハ其ノ旨真ニ届出ツヘシの付記がある。

大正八年七月十日に合併を実行し、七月二十八日神社合併済御届を提出している。届書が大正八年の神社一件に次の様に綴られている。

神社合併済御届

大分縣速見郡石垣村大字南石垣字午頭

村社 八坂社

右神社ハ大正八年七月二日指令学第四六六五号ニ依リ同  
村大字南石垣字四郎丸鎮座村社天神社ニ合併並社名變更  
ノ御許可相成候ニ付キ同年七月十日午后天神社ニ合併致  
シ石垣神社トシテ称奉ル事ニ相成候間此段及御届申上候  
也

追而別紙明細帳調整添付致シ候也

大正八年七月二十八日

元大分縣速見郡石垣村大字南石垣字四郎丸鎮座

村社 天神社

社掌 土屋 址 印

右氏子惣代 宮崎 廣市 印

首藤 小市 印

後藤 勘六 印

元大分縣速見郡石垣村大字南石垣字午頭鎮座

村社 八坂社

社掌 土屋 址 印

右氏子惣代 朝倉 林三 印

屋田 秋三 印

弥田 市郎 印

大分縣知事 新妻駒五郎 殿

前書之通相違無之候也

大正八年七月二十八日

石垣村長 帆足藏太 印

次のページに神社明細帳が記載されているが、内容的には、  
天神社の明細帳の祭神が二柱から八坂社の三柱を加えた五柱  
となつていただけである。

また、次のページにも神社明細帳が記載されている。二枚  
目の明細帳には、合併前の天神社と八坂社の由緒が詳しく記  
載されている。

石垣神社明細帳

大分県豊後国速見郡石垣村大字南石垣字四郎  
丸七百弐番地鎮座

村社 石垣神社

一、祭神 少彦名大神 菅原神 大己貴命 素盞鳴尊

稲田姫命

一、由緒 石垣神社ト称奉ルハ大正八年七月二日元四郎

丸鎮座村社天神社及ビ元午頭鎮座八坂社合併  
ノ上新社名ニシテ氏子ハ毎歳九月三十日嚴卜

祭典ヲ行フナ合併前ノ神社ノ由緒ヲ伺ヒ見ルニ当社ハ承平七年九月十日石垣八幡神社祭主末久光徳神託ヲ奉ジ出雲国手間ノ天神少彦人命ヲ医薬ノ神トシテ勸請シ奉リ村民ノ安全ヲ祈リ亦文龜三年ノ夏旱魃ニテ五穀物枯レ盡サントス時ニ菅原ノ神を勸請シ雨ヲ乞ヒニ忽チ感應アリ大雨降りケレバ村民大ニ喜ビ此ニ於テ二柱ノ神ヲ齋キ奉リ南石垣村ノ産土神ト崇拜シ奉リ明治六年癸酉年村社二列セラシル八坂社ハ慶長ノ頃国内不穩ニシテ民心安カラズ故ニ村民豊前国今井祇園大己貴命素盞鳴尊稲田姫命ヲ勸請シ中石垣村民ノ平穩ヲ祈リ産土神ト崇メ奉リ明治六年癸酉年村社二列セラシラル

以下天神社と同じ記載になっている。ここまでは、公式書類である。当時の担当神職土屋址が書き遺した神社明細帳は、公式の明細帳とほぼ同であるがよく見ると、由緒の中に合併に奔走した氏子惣代以外に区會理事長鶴田定一、区長小野孝平氏の名前が記載されている。この二人の名前は、各種願や届に記載されるべき人ではないが、合併に尽力したので記載

したのでらう。もう一か所「大正八年七月十日午後ヲシテ盛大ナル祭典ヲ執行シ合併ノ式仕奉リ永遠無窮南石垣ノ守護神即チ氏神ニシテ御名ハ石垣神社ト称ヘ奉ル云々」と記載され、天神社と八坂社の氏子等と一緒に盛大な合併祝賀会が催されたことが記載されている。

神社合併後の大正八年七月二十八日八坂社・天神社の担当神職をしていた土屋址を、村社石垣神社の神職候補者として六人の惣代連名で推薦書を県に提出している。同年八月八日には、速見郡長竹田武男から推薦についての副申書が提出されている。大正九年四月二日神社財産登録事項変更申請書を県に提出している。この申請書を見ると、八坂社の財産を天神社に移し、天神社を石垣神社に名称変更したので、天神社の財産を石垣神社に登録変更している。なお、申請者の氏子総代は、天神社、八坂社の氏子総代が石垣神社の総代に就任しているので連署押印している。

このように石垣神社の経営基盤を強固にするため、基本金、基本財産を設定し、また合併の要件の一つである「合併ノ上ハ指定神社ニスル事」を実現するため氏子惣代の方々が苦勞している事が窺われる。指定神社とは、神饌幣帛料供進神社に指定される事である。

明治三十九年四月二十八日勅令九十六號「府縣社以下神社ノ神饌幣帛料供進ニ關スル件」が公布されている。(抜粋)

第一條 府縣ハ府縣社、郡又ハ市ハ郷社、市又ハ町村ハ村社ノ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得

前項ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ハ地方長官之ヲ指定ス

この勅令は、公費供進制度と呼ばれ、石垣神社のような村社は、供進神社に指定されると町村費から神饌幣帛料が供進されるようになった。対象となる神社は、地方長官が指定するととなっている。天神社・八坂社は村社であるが指定されていなかった。

石垣神社は、大正十年十月八日大分縣告示第三百二十號を以て、明治三十九年四月勅令第九十六號第一條により神饌幣帛料を供進すべき神社に指定された。

これにより、祭典にさいして、公費(石垣村)から神饌幣帛料が支出されるようになった。

神饌幣帛料の金額は、明治三十九年六月二十八日の内務省令第十九號を見ると、村社二社に付金五圓、金一圓は神饌料、金四圓は幣帛料となっている。大正九年八月二十六日内務省令第二十四號で、神饌幣帛料が増額し定額化された。指定さ

れた村社の場合、祈年祭、新嘗祭にはそれぞれ、金八圓内神饌料貳圓幣帛料六圓、例祭は十四圓内神饌料四圓幣帛料拾圓が供進されるようになった。

社格のある神社は、運営を強固にするため、必ず基本金と基本財産を設定する事になっていた。

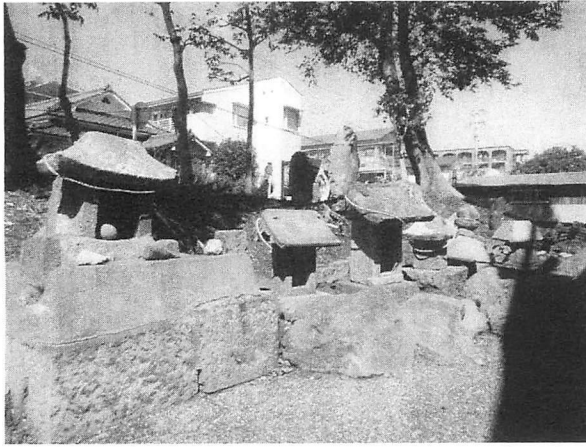
石垣神社は、供進神社に指定され神社運営の基盤が出来たと考えられる。

#### おわりに

平成二十三年九月二十三日石垣神社の写真を撮りに行ったところ、知人の小田隆氏が、石垣神社の総代として九月二十五日の秋期大祭(九月三十日に近い日曜日に行う)の準備をしているところであり、多くの総代の方々が忙しく奉仕していた。

約百年前、神社合併の要件の一つに「神社祭日ヲ新定ノ事」となっており、明細帳に「毎歳九月三十日嚴ト祭典ヲ行フ」と記載され、今日まで祭典の日が変更になっている年があるが連綿と引き継がれて来ている。

ハッと気が付いた。神殿の横に石祠が朽ち果てて並んでいた。この石祠こそ、明治十二年に天神社に合併され境内社と



石祠の朽ち果てた

現在の石垣神社は、旧拝殿と弊殿の老朽化が目立つようになった為、平成六年十月から(株)浦松建設の施行で拝殿の再建に取り掛かり、その後、本殿や神楽殿及び外構等の整備を行い平成七年十二月に竣工式を迎えた。再建部分は、拝殿と拝殿に付属した神饌所、祭器庫及び弊殿部分六七、一二mである。また、込み栓方式を採用して

して祀られた小祠である。天神社の境内社は、八社で在ったが巖島神社は木造の神殿を備えていたが現在見当たらず、腐朽し取片付けられたのではないか、他の七社は石祠の為写真の有様であり、祭祀等もほとんど廃絶に帰しているようであった。しかし、小田氏はこの石祠にも注連縄を張って敬っていた。

いる関係で、金具の使用が非常に少ない建物となっている。

本殿と向拝はリニユアル

し十、四二mとなっている。境内正面には、入

母屋造りに破風

を組み合わせた

拝殿が建ち、奥

に一間社流造り

の本殿が建立されている。また、拝殿の前の神楽殿は、旧拝殿を現在の位置まで移動するため曳家工事を行い改修し設置したものである。本殿の扉に梅鉢紋が見える、天神社の名残であろう。



石垣神社

参考図書

『国家神道』 村上重良著 岩波新書

『村落祭祀と国家統制』 米地 実著 御茶の水書房

『日本宗教史論纂』 下出積興編（森岡清美の論文部分） 桜

楓社

『近代の集落神社と国家統制』 森岡清美著 吉川弘文館

『近代の神社神道』 坂本是丸著 弘文堂

本稿作成にあたり、大分県公文書館の職員、(株)浦松建設  
代表取締役浦松傳氏の協力を頂いたことに対し、記して感謝  
の意を表します。